

財政健全化判断比率

法律で毎年度、赤字の割合や借金の状況など全国統一的な指標として算定し、その数値を公表することが義務付けられています。

公表する数値は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの財政健全化判断比率と、地方公営企業の経営状況を明らかにする⑤資金不足比率です。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は、前年度に引き続き赤字がないため、算出されていません。

③実質公債費比率は、前年度と比較して0.1ポイント増加しました。

④将来負担比率は、基金の減少などの要因により、2.0%算出されました。

⑤資金不足比率は、前年度に引き続き資金不足がないため、算出されていません。

それぞれの指標に早期健全化基準(イエローカード)、財政再生基準(レッドカード)が定められています。基準を超えると財政の早期健全化や再生等を図る計画の策定が義務付けられ、財政運営上の制約を受けることになりますが、令和6年度はいずれも基準を下回っています。

指標名	説明	令和6年度	早期健全化 段階※ (イエローカード)	財政再生 段階※ (レッドカード)
①実質赤字比率	一般会計の赤字を見る指標	赤字なし	14.74%	20.00%
②連結実質赤字比率	全会計の赤字を見る指標	赤字なし	19.74%	30.00%
③実質公債費比率	その年度の標準的な収入に対し、過去に行った借金の返済(実質的な公債費)の割合を見る指標	9.7% (前年度9.6%)	25.0%	35.0%
④将来負担比率	「借金」の残高や職員の退職金の見込額などから、基金の残高などを控除した将来的な負担額を算出し、標準的な収入で除して指標としたもの	2.0% (前年度算出なし)	350.0%	—
⑤資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標	不足なし	20%	—